

国民健康保険

課税限度額及び保険税率の改正（案）について



市民生活部保険年金課

国民健康保険 課税限度額の引き上げ①

(1) 令和9年度課税限度額（改正案）

- ・ 課税限度額について、法定限度額との乖離を解消するため、令和9年度から医療分を67万円、合計113万円に引き上げを行う（令和8年度国基準と同額）

限度額	①医療分	②後期分	③介護分	④子ども分	合計
引上げ前	66万円	26万円	17万円	3万円	112万円
引上げ後	67万円	26万円	17万円	3万円※	113万円※
差額	+1万円	－	－	－ ※	+1万円※

※子ども分については、全道統一の保険税率を採用しており、令和9年1月に北海道から示される税率および限度額に改正するため、変わる可能性があります

国民健康保険 課税限度額の引き上げ②

(2) 医療分が限度額超過となる収入

夫（給与収入）、妻と子は収入なしの3人世帯の場合

※令和8年度の税率で試算

課税限度額	限度額超過となる収入	
引き上げ前 (66万円)	給与収入 (所得)	約874万円 (約679万円)
引き上げ後 (67万円)	給与収入 (所得)	約885万円 (約690万円)

すべての区分が限度額超過（保険税額113万円）となる収入の目安は、給与収入で約1,170万円、所得で約975万円

(3) 課税限度額引き上げに伴う影響

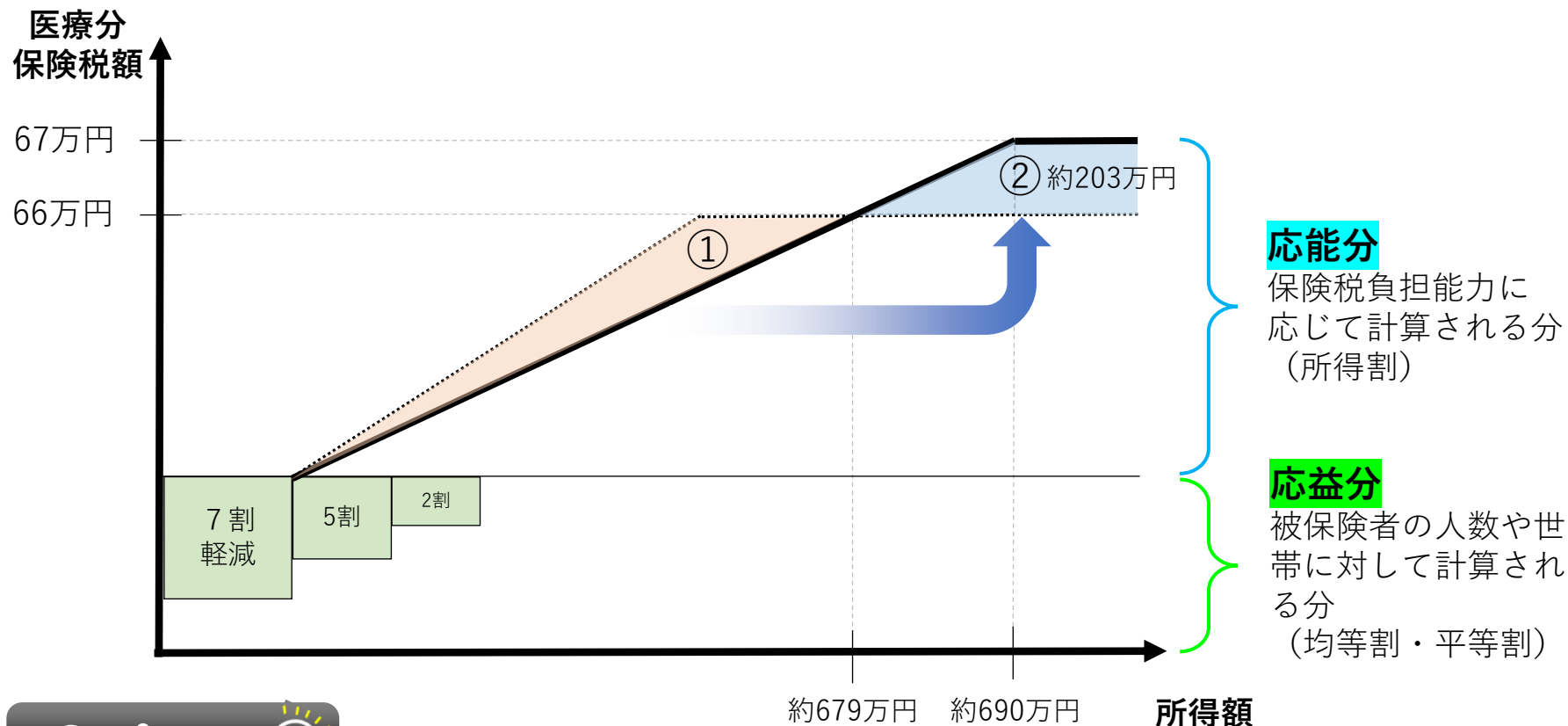
※令和8年度当初賦課時点で試算

区分	影響を受ける世帯数	調定増額見込
医療分	205世帯	約203万円

課税限度額引き上げにより、高所得者層の負担額が増加する

国民健康保険 課税限度額の引き上げ③

(4) 課税限度額改正のイメージ図 (医療分)



Point!



- 高額所得者の課税限度額を改正することで、②部分の保険税が増額することとなる
- 課税限度額を改正しない場合、①部分の増額が必要となるため、低中所得者層を含む広い所得階層から負担を求めることとなる

国民健康保険 保険税率の見直し①

令和12年度の全道統一保険税率（標準保険税率）に向けた経緯

1 国民健康保険の運営の都道府県化(平成30年度)

持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法を改正

- 変更点** : 市町村単位の運営から都道府県（北海道）単位へ移行
市町村の役割 : 保険税徴収と北海道への納付金納付に変更
財源構造 : 保険給付費は北海道からの交付金で全額賄われることに

2 北海道において令和12年度の統一化の目標を設定(令和2年度)

北海道国民健康保険運営方針において、令和12年度に統一保険税率導入を目指すと明記

- ・道内どこに住んでいても、同じ所得・世帯構成であれば同じ保険税を目指す
- ・保険税率統一に向け、各種サービス基準やルールの統一化を進める方針とした

3 本市国保も標準保険税率に向けて段階的に税率を改正(令和6年度)

令和12年度の標準保険税率に向けて、令和6年度から段階的に税率を改正

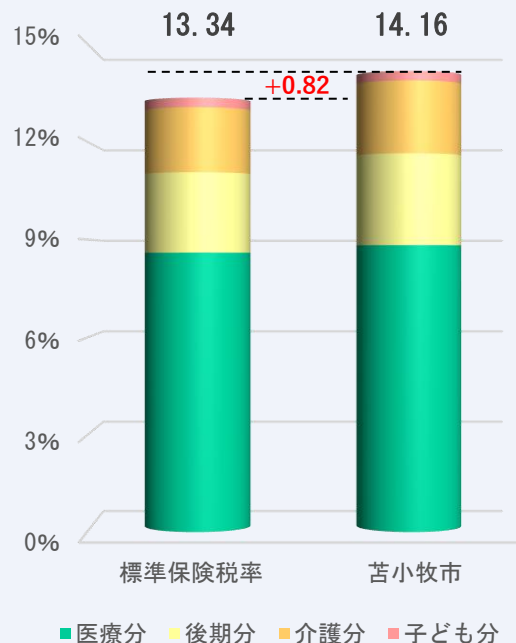
- ・本市税率については、標準保険税率に近づける改正を行った。医療分の均等割については、令和6年度20,000円、令和7年度21,500円、令和8年度23,000円と激変緩和措置を講じ、段階的に引き上げる改正を行った。
- ・令和9年度に予定する税率改正で、医療分の均等割を標準保険税率へさらに近づける方針とした

国民健康保険 保険税率の見直し②

現時点で示されている標準保険税率と苫小牧市税率（令和8年度）との比較

所得割

本市税率のほうが**高い**



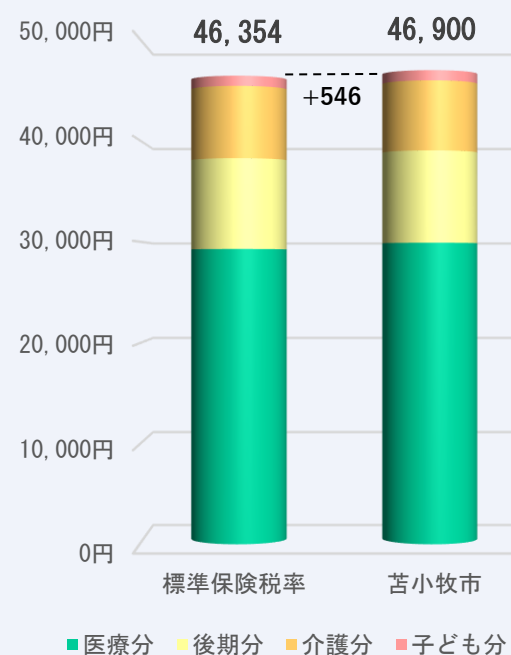
均等割

本市税率のほうが**低い**



平等割

ほぼ同額



	医療分			後期分			介護分			子ども分			合 計		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
標準保険税率	8.60	29,743	29,281	2.46	9,092	8,951	1.99	9,127	7,122	0.29	1,100	1,000	13.34	49,062	46,354
苫小牧市	8.83	23,000	29,900	2.81	8,900	9,100	2.23	8,900	6,900	0.29	1,100	1,000	14.16	41,900	46,900
差額	+0.23	△6,743	+619	+0.35	△192	+149	+0.24	△227	△222	-	-	-	+0.82	△7,162	+546

国民健康保険 保険税率の見直し③

道内他市の保険税率（令和8年度） ※子ども分については北海道統一保険税率のため省略

市名	医療分			後期分			介護分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
標準 保険税率	8.60	29,743	29,281	2.46	9,092	8,951	1.99	9,127	7,122
札幌	8.61	20,550	32,540	2.56	6,330	10,010	2.33	6,020	7,550
旭川	8.29	29,120	28,360	2.42	8,790	8,560	2.20	8,850	6,740
函館	7.72	28,930	24,400	2.23	8,740	7,370	1.96	8,740	5,880
苫小牧	8.83	23,000	29,900	2.81	8,900	9,100	2.23	8,900	6,900
帯広	7.52	29,020	28,860	2.13	8,920	8,870	1.77	9,570	7,320
釧路	8.33	29,200	29,000	2.47	8,800	8,800	2.08	8,800	6,900
江別	8.03	26,900	26,500	2.21	7,400	7,300	1.78	6,900	4,700
北見	8.50	28,200	26,500	2.50	8,800	8,200	2.00	8,800	6,600

Point!



他市と比べて、所得割が高く、均等割が低い状況

国民健康保険 保険税率の見直し④

税率改正の基本的な考え方

1 基金を活用した保険税負担の軽減

- ・令和12年度に向け、納付金精算等に必要な基金を4億円程度確保する

→令和7年度末の基金残高は、約9億4,600万円となっており、4億円程度確保したうえで、差額を保険税率引き下げの財源として活用する

2 標準保険税率適用までの間の措置

- ・令和12年度からは、標準保険税率を適用することとなる
- ・それまでの間の措置として、以下のとおりとする

→標準保険税率と比較して、高い所得割・平等割は引き下げる。また、低い均等割は引き上げる予定だったが、据え置きとする

3 令和10年度以降は状況の変化を踏まえ、必要に応じ、税率改正を検討

- ・平均所得が変化していることや、保健事業の標準化によって納付金算定方法が変更になるなど、不確定な要素がある

→令和9年度の税率改正は、段階的に設定せず、令和10年度以降、状況に応じて対応

国民健康保険 保険税率の見直し⑤

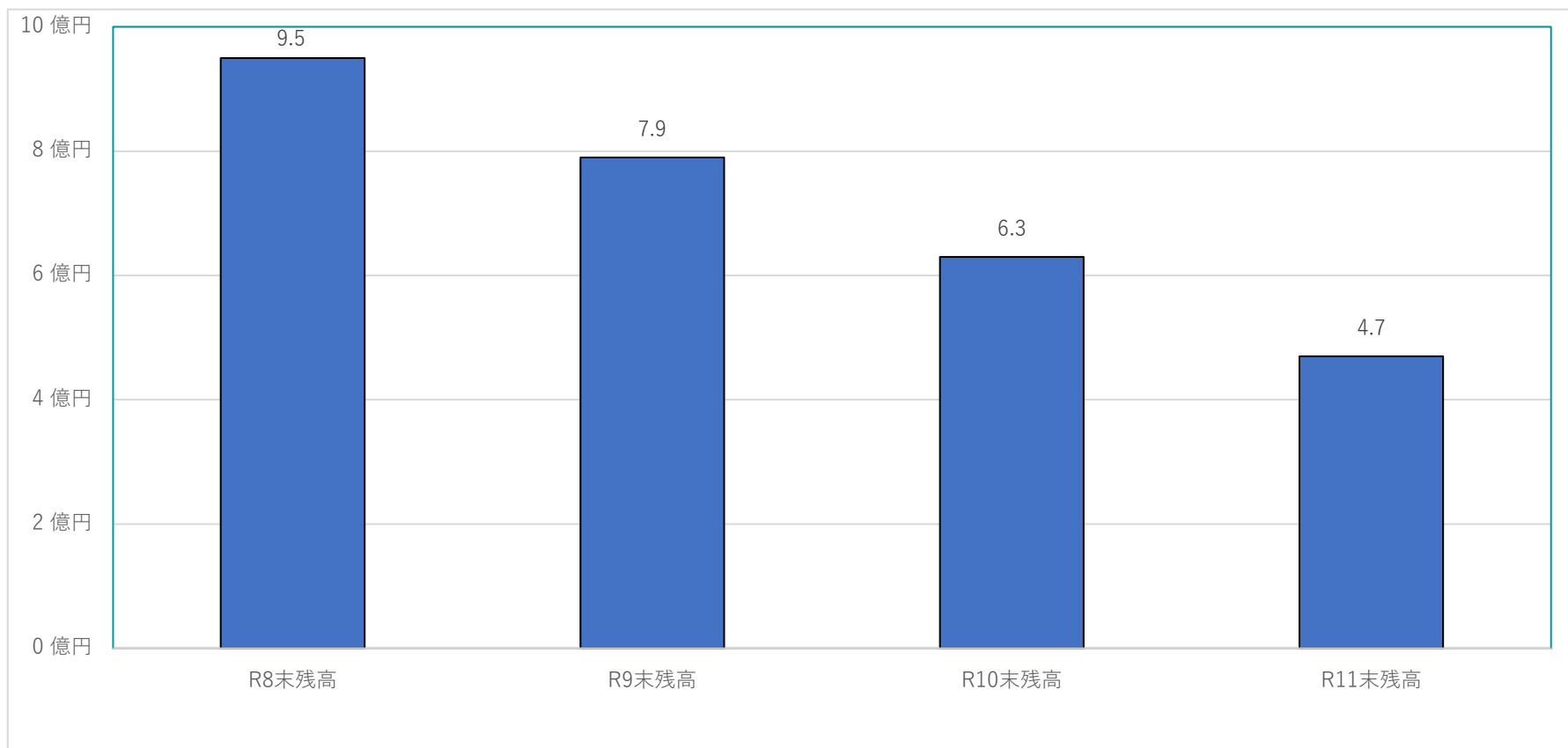
保険税率の改正案

本市の現行税率と現時点で示されている令和12年度標準保険税率とを比較し、低い項目は据え置き、高い項目は標準保険税率の水準に引き下げたうえで、医療分の所得割をさらに1.4ポイント引き下げる

保険税率		医療分			後期分			介護分		
		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
①	現 行	8.83	23,000	29,900	2.81	8,900	9,100	2.23	8,900	6,900
②	標準保険税率	8.60	29,743	29,281	2.46	9,092	8,951	1.99	9,127	7,122
③	改 正 案	7.20	23,000	29,200	2.40	8,900	8,900	1.90	8,900	6,900
参 考	現 行 比 (③－①)	▲1.63	0	▲700	▲0.41	0	▲200	▲0.33	0	0
	標準保険税率比 (③－②)	▲1.40	▲6,743	▲81	▲0.06	▲192	▲51	▲0.09	▲227	▲222

国民健康保険 保険税率の見直し⑥

保険税率改正による基金残高見込み



	R 8 年度末	R 9 年度末	R10年度末	R11年度末
基金残高 見込み	9.5億円	7.9億円	6.3億円	4.7億円

国民健康保険 保険税率の見直し⑦

保険税率改正による影響額（年額）



単身 70 歳
所得 43 万円以下

改正前【R8】

21,800円

改正後【R9】（前年度比）

21,500円（▲300円）



夫婦 40 歳
子ども 10 歳 2人
夫 給与収入
300 万円
妻 収入無

改正前【R8】

380,600円

改正後【R9】（前年度比）

342,100円（▲38,500円）



夫婦 70 歳
夫 年金収入
250 万円
妻 収入無

改正前【R8】

200,300円

改正後【R9】（前年度比）

179,900円（▲20,400円）

苫小牧市国民健康保険運営協議会への諮問の結果

(1) 課税限度額の引き上げ

- ・「被保険者間の保険税負担の公平性確保」、「被用者保険との均衡確保」の観点から「了承」する旨、答申をいただいた。

(2) 保険税率の見直し

- ・「令和6年度の保険税率の改正以降、社会情勢の変化により想定以上の基金残高が確保されている状況であること」
- ・「基金については、令和12年度以降に必要な残高を確保したうえで、時限的でも被保険者の負担軽減に活用することが妥当であること」
- ・「令和12年度に保険税率の全道統一化がなされる際には、税率が引き上げとなる可能性があることについて適切な周知が図られること」

以上の観点から「了承」する旨、答申をいただいた。

